

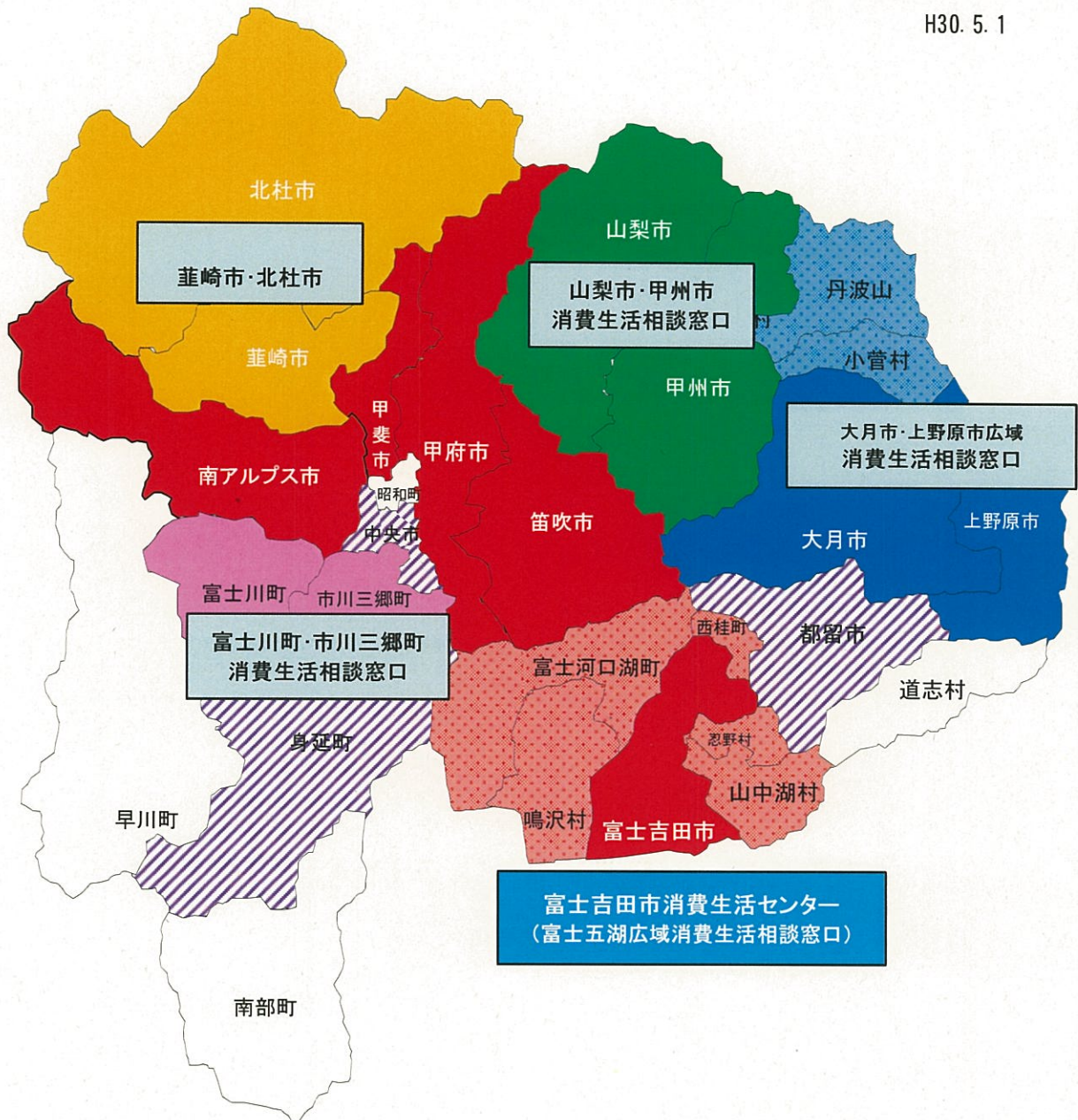
「山梨県消費者基本計画」達成状況

No.	基本方針	項目	目標	達成状況				達成率【B/A】	備考
				H26末 H27.4.1	H27末 H28.4.1	H28末 H29.4.1	H29末【B】 H30.4.1		
1	商品やサービスの安全の確保	食の安全・安心ポータルサイトへのアクセス数	12,000件以上	9,867件	11,079件	10,366件	13,822件	達成	
2		GAP(農業生産工程管理)の導入産地数	46産地	26産地	30産地	30産地	31件	—	※平成29年度から、新たに「やまなしLGAIP」を創設し、認証することになったことから、その認証数を実績として掲載する。 なお、目標値については、今後、新やまなし産業大綱と整合を図る。
3	消費者と事業者との取引の適正化	食品表示合同調査による食品適正表示実施率100%の広域的店舗の割合	100% (毎年度)	98.9%	100% (達成)	100% (達成)	100% (達成)	達成	
4		食品表示合同調査による食品適正表示実施率100%の地域店舗の割合	85%以上 (毎年度)	78.6%	76.0%	80.0%	70.0%	82.3%	82.3% (70/85)
5		市町村消費生活センター設置率(含む広域相談体制)							
		①人口5万人以上の市	①100%	①40.0%	①40.0%	①60.0%	①100.0%	達成	100% (5/5)
		②人口5万人未満の市町村	②50%以上	②22.7%	②22.7%	②50.0%	②50.0%	達成	50.0% (11/22)
6		消費生活相談員の配置市町村率(含む広域相談体制)	70%以上	44.4%	44.4%	66.7%	85.2%	達成	85.2% (23/27)
7	消費者被害の防止と救済	消費生活相談員の有資格者率	75%以上	66.7%	66.7%	84.0%	86.2%	達成	86.2% (25/29)
8		消費生活相談員の研修参加率	100% (毎年度)	85.7%	100% (達成)	87.5% (未達成)	94.7% (未達成)	94.7%	94.7% (94.7/100)
9		消費者安全確保地域協議会の設置率(含む消費者被害防止に取り組む高齢者等の見守りネットワークの整備)							
		①人口5万人以上の市	①100%	①0%	①0%	①20%	①60%	60%	60.0% (3/5)
		②人口5万人未満の市町村	②100%	②0%	②0%	②0%	②36.3%	36.3%	36.3% (8/22)
10		県民生活センターによる消費生活に関する出前講座の実施	120件 (毎年度)	120件 (達成)	131件 (達成)	155件 (達成)	173件 (達成)	達成	
11	消費者教育の推進	食育ボランティアの登録者数(食生活改善推進員を除く)	1,400人以上 (毎年度)	1,284人	1,284人	1,817人 (達成)	1,759人 (達成)	達成	
12		食育推進応援団の登録者数	275事業所以上 (毎年度)	249事業所	287事業所 (達成)	286事業所 (達成)	297事業所 (達成)	達成	
13		学校給食における地場産物の使用割合(食材ベース)	30%以上 (毎年度)	25.7%	23.0%	27.0% (H29.7)	※	90%	90% (27/30)

※H30.7発表予定

市町村における消費生活相談体制の整備状況

H30. 5. 1



- 消費生活センター** ※単独方式

- 広域消費者相談窓口** ※相互乗入方式

- 消費生活相談員 単独配置**

- 相談業務の委託協定**

市町村 消費生活センター設置、消費生活相談員設置計画進捗状況 (平成30年4月1日現在)

市町村名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(5万人以上) (5万人未満)						
甲府市	③ 甲府市消費生活センター ⑤					
富士吉田市	③ 富士吉田市消費生活センター (富士五湖広域消費生活相談窓口) ⑤					
南アルプス市	① 南アルプス市消費生活センター ②					
甲斐市	① 甲斐市消費生活センター ⑤					
笛吹市	① 笛吹市消費生活センター ④					
大月市	① 大月市・上野原市消費生活相談窓口 ②					
上野原市	① 上野原市消費生活相談窓口 ②					
小菅村	① 小菅村消費生活相談窓口 ②					
丹波山村	① 丹波山村消費生活相談窓口 ②					
韭崎市	① 韭崎市消費生活相談窓口 ②					
北柱市	① 北柱市消費生活相談窓口 ②					
山梨市	① 山梨市消費生活相談窓口 ②					
甲州市	① 甲州市消費生活相談窓口 ②					
富士川町	① 富士川町消費生活相談窓口 ②					
市川三郷町	① 市川三郷町消費生活相談窓口 ②					
都留市	① 都留市消費生活相談窓口 ②					
中央市	① 中央市消費生活相談窓口 ②					
身延町	① 身延町消費生活相談窓口 ②					
昭和町	① 昭和町消費生活相談窓口 ②					
早川町	① 早川町消費生活相談窓口 ②					
南都町	① 南都町消費生活相談窓口 ②					
道志村	① 道志村消費生活相談窓口 ②					

各戸設置の電話システムにより相談対応 村としての相談員の配置、近隣市(都留)との連携?

消費生活センター設置 センター相当(広域窓口) ① ←相談員数
③ ←相談窓口開設日数

将来的には身延町との連携を検討
将来的には身延町との連携を検討

近隣市(中央)に委託を検討

○ 消費者教育の推進に関する基本的な方針

平成25年6月28日 閣議決定
(平成30年3月20日 変更)

概要 平成30年度～34年度の5年間で対象

- 基本方針＝消費者教育の推進に関する法律(平成24年12月施行)第9条の規定に基づき、
内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成、閣議で決定。
- 基本方針の位置付け＝誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けられることができる機会を提供するために、消費者教育を体系的・総合的に推進することが必要
⇒ 幅広い担い手の支援・育成、担い手間の連携、情報共有の促進
- 手段＝幅広い担い手の支援・育成、担い手間の連携、情報共有の促進

I 消費者教育の推進の意義

- ・ 家計消費は国内総生産(GDP)の過半数(291.9兆円/538.4兆円)
⇒ 消費者の安全・安心の確保は、消費の拡大、更には経済の好循環の実現にとって大前提
- ・ インターネット利用の拡大、「デジタルコンテンツ」に関する相関件数の増加
⇒ 成年年齢下げについての検討も踏まえた実践的な消費者教育の重要性
- ・ 社会の安定と持続可能性の確保のため、消費者が自身の社会的役割を自覚し、行動することの重要性についての認識の高まり(SDGs)

消費者の自立を支援
被害に遭わない消費者、合理的意思決定のできる消費者の育成
さらには、社会の一員として、より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成(消費者市民社会の形成に参画)

II 消費者教育の推進の基本的な方向

○ 消費者教育の体系的推進のための取組の方向



- ・ ライフステージに応じた様々な教育の場(学校、地域、家庭、職場等)を活用して効果的に消費者教育を行う
⇒ それぞれのライフステージにおける消費者教育のイメージが様々な主体において共有されることが重要
- ・ 消費者の特性(年齢のほか、性別、障害の有無、消費生活に関する知識の量など)に配慮し、対象に応じた消費者教育の方法や内容を工夫
⇒ 例えば、高等学校段階までに契約などについての実践的な消費者教育を行う、要支援者に対する教育については本人だけでなくその支援者への働き掛けを行う、など
- 各主体の役割と連携・協働
 - ・ 国と地方公共団体
 - ・ 消費者行政と教育行政
 - ・ 地方公共団体と消費者団体、事業者等
 地域における多様な主体間のネットワーク化(結節点としての消費者教育推進地域協議会)
- 他の消費生活に関連する教育との連携推進
(環境教育・食育・金融経済教育・法教育・主権者教育等)

II 消費者教育の推進の内容

様々な場における消費者教育

- 学校
- (小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等)
- ・ 学習指導要領に基づく実践的な教育を推進
 - ・ その着実な実施について周知・徹底を推進
- (大学・専門学校等)
- 自立した社会人としての育成のため消費者教育に関する科目等の開設に期待
⇒ 特色ある取組事例や課題等の情報提供・啓発

- 地域社会
- 消費生活センターの拠点化
・ 社会教育施設等の活用
・ 国からは情報提供等の支援
・ 見守りネットワーク構築の促進、その活用による消費者教育の実施

- 職域
- 職域における消費者教育の内容、事業者にとつてのメリットなどの認識を共有
・ 事業者の形態、事業分野等に応じた従業員に対する教育を実施

人材(担い手)の育成・活用

- (小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等)
- 教職員の指導力向上が必要
: 教員養成課程や現職教員研修等における消費者教育に関する内容の充実
⇒ 実態把握と必要な情報提供
: 国民生活センター等の教員向け研修の活用を推進

- (大学・専門学校等)
- ・ 地方公共団体や関係団体との連携の枠組みを構築
・ 消費者教育推進地域協議会への参画を促進

- 消費者団体・NPO等による消費者教育
・ 担い手育成拠点としての国民生活センター、消費生活センター、社会教育施設等の活用

- 消費者教育としての、事業者による消費者への情報提供、商品サービスの開発・提供
・ 積極的な情報提供としての「出前講座」、「出前授業」の充実に期待

消費生活センター等を拠点とする、多様な主体が連携・協働した体制作り
様々な場における、外部人材を活用した効果的な消費者教育を実現



【16都道府県、9政令市で設置済み】

IV 関連する他の消費者施策との連携

V 今後の消費者教育の計画的な推進

- 食品と放射能に関する理解増進
- 事故・トラブル情報の迅速的確な分析・原因究明
- 食品表示の理解増進

若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

2018年2月20日

若年者への消費者教育の推進に関する

4省庁関係局長連絡会議決定

1. 趣旨

民法の成年年齢引下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な消費者教育の方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、関係省庁が連携し、2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を推進する。

2. 実践的な消費者教育の取組の推進

(1) 高等学校等における消費者教育の推進

① 学習指導要領の徹底【文部科学省】

- ・ 学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を推進する（高等学校では、学習指導要領に基づき、公民科において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、消費生活と生涯を見通した経済の計画、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題や消費者の自立と支援などを指導する。）。

② 消費者教育教材の開発、手法の高度化【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】

- ・ 実践的な能力を身に付ける消費者教育教材を活用した授業の実施を推進する。実施に当たっては、消費者庁で2016年度に作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を全国の学校に提供し、活用を促す（2017年度は、徳島県内の全高校で「社会への扉」を活用した授業を実施し、その効果を検証しており、2020年度に全国で同様の授業を実施することを目指して働きかけを行う）。（参考1）
- ・ 実践的な消費者教育の推進に当たっては、法務省で行っている法教育の取組と必要な連携を行う。
- ・ アクティブ・ラーニングの視点からの手法等（参加型授業、模擬体験）を用いた消費者教育により、実践的な知識の習得を推進する。

③ 実務経験者の学校教育現場での活用【消費者庁・金融庁・文部科学省】

- ・ 実務経験者（消費生活相談員、弁護士、司法書士、金融経済教育の実務者

等)の有する知識や経験を活用するため、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。

(活用の推進のため、独立行政法人国民生活センター等で研修を行うなどして、消費者教育コーディネーターを育成し、都道府県等への配置を促進する。)(参考2)

④ 教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】

- ・若年者の消費者教育分科会においては、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組について検討を行っている(平成30年6月取りまとめ予定)。その報告を受けた消費者教育推進会議における審議(平成30年夏ごろ開催予定)を踏まえ、消費者教育に関する取組を推進する。

(2) 大学等における消費者教育の推進

- ① 大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う。【消費者庁・文部科学省】
- ② 大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する。【消費者庁】
- ③ 大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及【金融庁】

(3) その他

- ① 全ての都道府県、政令指定都市において、消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置を目指す。【消費者庁】(参考3)
- ② 大学等及び社会教育における消費者教育の指針を見直す。【文部科学省】

3. 関係省庁間の連携の推進

実践的な消費者教育の実施を効果的に推進するため、関係省庁は本アクションプログラムに沿って緊密に連携して各種取組を進めていく。

4. 各施策の実施時期とフォローアップ

- (1) 上記の各施策については、いずれも各省庁が直ちに取り組むこととする。
- (2) また、集中強化期間の間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本アクションプログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討する。その際、必要に応じて消費者教育推進会議の意見を聴く。

(以上)

参考1

「社会への扉」を活用した授業の実施

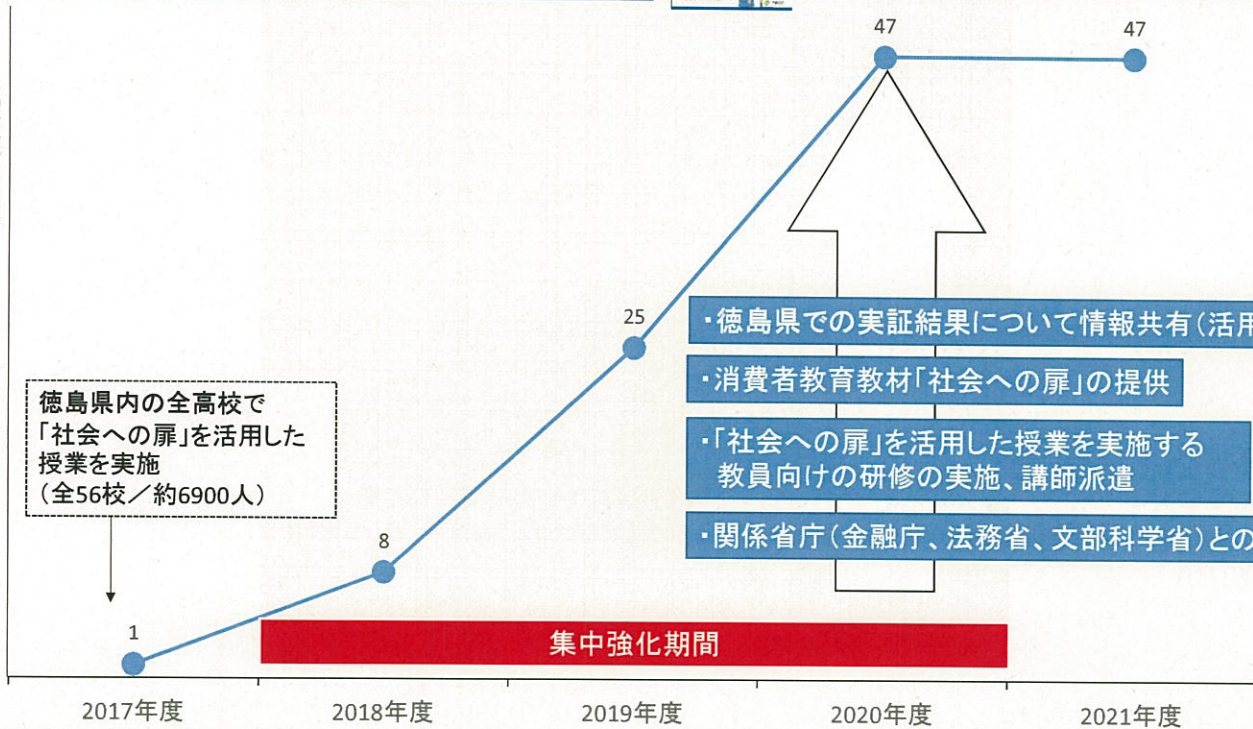
⇒実践的な能力を身に付ける



目標

すべての都道府県で全高校で実施

都道府県数



参考2

消費者教育コーディネーターの育成・配置

⇒学校教育現場における外部講師の活用(実務経験者の有する知識や経験を有効活用)

※消費者教育コーディネーターとは、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者。

目標

すべての都道府県で配置

都道府県数

